

# 保険料納付要件 (直近1年間)

## 図解 3

全ての期間厚生年金保険に加入している場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
納付年月日																	
年金制度	厚生年金保険加入中																



厚生年金保険加入中の場合でも、初診日の前日(H28.11.9)において初診日の前々月までの直近の1年間(12月)に未納期間がないので保険料納付要件を満たしています。(H28.9月～H27.10月までの1年間がすべて保険料納付済になっているため)

※厚生年金保険の保険料の納付義務は事業主にありますので、事業主が保険料納付を失念していたとしても納付要件に影響を与えません。

## 図解 4

複数の年金制度に加入している場合

年	H27						H28										
月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
納付の有無	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済	済
納付年月日	27.8.31	27.9.30	27.10.31											28.9.30	28.11.1	28.11.30	29.1.4
年金制度	国民年金			厚生年金保険											国民年金		



直近1年間で判定する場合、複数の年金制度に加入している場合もありますが、この場合でも直近1年間の間に未納がなければOKです。この図解では、厚生年金保険加入中に発病していますが、初診日では国民年金加入中ですので、障害基礎年金として請求することになります。